八尾市時報

発行所 八尾市役所
編集兼発行人 安尾 博
印刷所 秀文社
発行部数 18.500部
定価一部 五円

十月市会終る

商工會館條例きまる

有功者七氏決定

十月八尾市会は去る十日、十一日開催され、八尾市有功者待遇条例に基く功労者として元八尾町長岩田亀吉氏外六氏が選ばれ、なお、当市初の市教育委員の議会側より戸田議員（財政総務委員長）を選出し商工会館条例及び消防団条例を可決した。

選第十号
八尾市教育委員選挙の件
教育委員会法第七条第三項により議会の議員のうちから選出する八尾市教育委員一名の選挙を行う。
（参照）
（教育委員会法抜萃）
第七条
3、委員のうち一人は、当該地方公共団体の議会の議員のうちから、議会において、これを選挙する。
（戸田一平議員当選）

議案第六十八号
固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
任所 八尾市大字東郷三八一番地
職業 八尾信用金庫理事長
氏名 板倉菊次郎
生年月日 明治十八年八月十五日
右の者を八尾市固定資産評価審査委員会委員に選任するにつき議会の同意を求める（即日原案可決）
（理由）
八尾市固定資産評価審査委員会委員板倉菊次郎氏は十月十六日をもつて任期満了となるので後任者の選任について地方税法第四百二十三条に基き本案を提出する次第である。

議案第六七号
八尾市有功者推薦の件
記

任所 八尾市大字八尾中野五二番地
氏名 岩田亀吉
生年月日 明治二十九年七月二十七日生
職歴 元八尾町会議員（二十二年）
元八尾町長（一年）
現八尾市公安委員長

任所 八尾市大字亀井三七九番地
氏名 田中佐一郎
生年月日 明治三十一年十一月五日生
職歴 元龍華町収入役（二十七年）
元龍華町長（一年）

任所 八尾市大字北木の本一六八番地
氏名 松本貞二
生年月日 明治二二年四月十日生
職歴 元大正村助役（二年）
元大正村長（一年）
元八尾市長職務執行者

任所 八尾市西郡一〇八〇番地
氏名 桝本成可
生年月日 明治三十年七月十日生
職歴 元西郡村助役（四年）
元西郡村長（五年）

任所 八尾市大字今井三七番地
氏名 中村三徳
生年月日 明治六年十月三日生
職歴 元八尾町長（二期）
現隣保館々長
賞 昭和二十七年五月三日社会事業家として藍綬褒賞を受く

任所 八尾市大字太田一五七四番地
氏名 中岡円蔵
生年月日 明治十四年二月二十日生
職歴 元大正村助役（二期）
元大正村長（三期）

任所 八尾市大字太子堂一六〇番地
氏名 角田当喜三郎
生年月日 明治十二年六月十三日生
職歴 元龍華町長 （二十八年）

（理由）
本市の自治行政及び公益のため尽力せられたその功績顕著なるを認めるので八尾市有功者待遇条例（昭和二十七年七月条例第百二十六号）第一条第一号の規定に基きこの案を提出する次第である。
（即日原案可決）

條例

第一二九号
八尾市商工会館条例

第一条 八尾市商工会館（以下「会館」という。）の設置、管理並びに使用については、別に定めがあるものを除く外、この条例の定めるところによる。

第二条 会館は、八尾市大字西郷六三四番地に設置する。

第三条 会館は、本市に於ける商工業の振興をはかるため左の事業を行うことをもつて目的とする。
一、商工振興のための経営、経理法律、貿易、取引等の相談及び調査に関すること
二、商工金融の相談及び資金のあつせんに関すること
三、技術の改善指導に関すること

第四条 本市内の各商工団体は、商工振興の目的をもつてする各種事業のために、会館を使用することができる。

第五条 会館には、館長を置き、書記若干名を置く。
2、館長及び書記は、本市職員の中から市長が任命する。
3、館長は、会館の事務を掌理する。
4、書記は、館長の命を受けて庶務に従事する。

第六条 第四条の規定により、会館の一部を使用しようとする者は、使用の三日前までに次の事項を記載した使用願を市長に提出し、その許可を受けなければならない。
一、使用の日時
二、使用の箇所及び人員
三、使用の目的
四、使用責任者の住所氏名
2、市長は、前項の規定により会館を使用しようとする者に対し管理上必要な指示を行うことができる。

第七条 左の各号の一に該当するときは、市長は、前条の許可を取消し又は停止することができる
一、この条例の規定に違反し又は、この条例の規定に基く指示に従はないとき
二、使用料を納付しないとき
三、管理上不適当と認めるとき
四、公安を害するおそれがあると認めるとき
五、その他市長が必要と認めるとき

第八条 会館の使用者が設備又は器具を、き損し若しくは滅失したときは、弁償しなければならない。

第九条 会館の一部を使用する者に対しては、別表に定める使用料を徴収する。但し、国又は地方公共団体若しくは他の公共団体が行う公益のため使用するときは、これを減免することができる。
2、前項の使用料は使用許可を受けたときに納付しなければならない。

別表

区分	昼間 午前	昼間 午後	昼間 午前午後	夜間（午後五時以後）
会議室	三〇〇円	三〇〇円	五〇〇円	一時間当 一〇〇円
委員会室	一〇〇円	一〇〇円	二〇〇円	一〇〇円
物産展示室	市長が別に定める料金			

第十条 前条の規定により納付した使用料は、特別の事由がある場合を除く外還付しない。

第十一条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例施行の日は、市長が別に定める。

附則

1、特別の事由があるとき又は、長期に亘り使用する場合については、前掲別表の金額に拘らず別に市長が定める。
2、貸事務所の管理については、八尾市財産の取得、管理及び処理条例（昭和二十五年条例第八〇号）の定めるところによる。
（理由）
商工会館の運営について円滑を期するためこの案を提出する次第である。

第一三〇号
八尾市消防団条例（略）

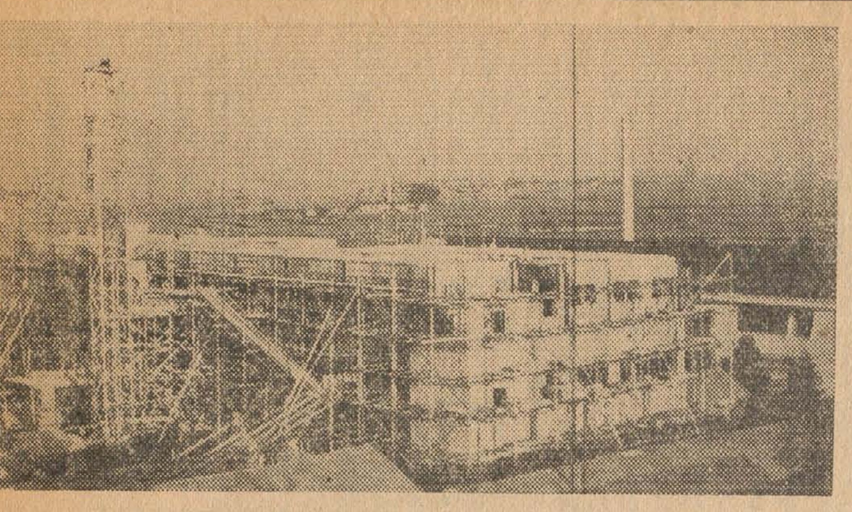

建設着々と進む

市民病院 本館工事

一昨年府下で唯一のモデル市民病院として厚生省から指定されている当市市民病院（太子堂）は、更に本館建築として鉄筋三階建を現病院前に七千万円の巨費を投じてこの三月来工事が進められ、五月九月地鎮祭、そしてこの十二日には定礎式が行われた。

この本館建築完成の上は診療科目に眼科、耳鼻咽喉科を加え病床も五三床を増し一五五床となる予定である。敷地は三二一四坪新館建坪は七三八坪で各階には当市で初のエレベーターが施設されることになつている。

【写真は建設中の本館建築工事＝旧龍華消防署望楼より】

府病院で対抗野球 Bクラスで二位

大阪府病院、診療所協会、塩野義（株）主催の第十二回大阪府病院対抗野球大会は去る十二日午前九時よりNHK、日赤グラウンドで挙行、Aクラスでは済生会、Bクラスでは当市民病院チームは、大阪医大と対戦惜しくも破れ第二位となつた。

残る五周年記念行事

二十日（月） ●商連主催お好み演藝会（六時――十時） 久宝寺、龍華、山本各小学校
二十一日（火） ●巡回映画「山の彼方に」文化ニュース 竹渕小学校（六時――十時）
二十二日（水） ●公開録音＝朝日放送（四時――七時） ハリスクイズ・歌の玉手箱 ●公民館演劇班「むすこ」 ●公民館コーラス（以上龍華小学校講堂）
二十三日（木） ●市内中小学校連合運動会及び展覧会 八尾小学校校庭・講堂（九時――四時）
二十四日（金） ●巡回映画「本日休診」、文化ニュース 山本小学校（六時――九時）
二十五日（土） ●公開録音＝N・H・K（四時――七時） ●舞踊（市職婦人部有志） ●公民館友の会「人形劇」 ●〃「コーラス」 （以上八尾小学校講堂）

なお、写真展、書道展、スケッチ展は会場の都合により十一月五日と六日の両日公民館階上に於て行いますから多数の御来場をお待ちしています。

〝八尾まつり〟たけなわ

21日式典八尾小で

去る十一日を皮きりに幕をあけた当市の八尾まつりは各地区で巡回映画（西郡、久宝寺、安中）お好み演芸、公開録音（新日本放送＝大正小）など諸種の行事の行われ今や八尾まつりは全市をあげてたけなわである。

残された一週間の行事の主なものは上記の通りであるが、21日に市制五周年式典が八尾小講堂で行われ、市に功労あつた七氏の表彰が行われることになつている。翌22日には公開録音（朝日放送＝龍小講堂）と舞踊と演芸、最終日の25日には公開録音（NHK＝八尾小講堂）混声合唱、舞踊、ミユージカル・コメデーが行われ二週間にわたる八尾まつりは終る。

10月1日⇨31日
共同募金
達成しよう
目標 130万

市制五週年を記念 作品展覧会開催
日時 十月二十六、七日（十時―五時）
場所 近鉄駅前 常光寺
作品 日本画（湯川松堂）
刻 字（橋本松洞）
書 画（樋口雪峰）
主催 松雪会

御注意

最近市内を大阪府未帰還者留守家族会八尾支部の名前を使つて、不良電球を売り歩いているものがありますが、未帰還者留守家族会八尾支部ではそのような物品の販売をしていないとのことですので十分御注意下さい。

要望と回答

自昭和27年9月15日
至昭和27年9月30日

要望 久宝寺中学校の敷地埋立に塵を利用される時は必ず殺虫薬を撤布して下さい。又塵取は丁寧、親切にして下さい。

回答 敷地埋立の塵芥には殺虫剤を撤布しました。塵[illegible]きましては塵集人に注意しました。

要望 八尾座地区の人家近くにある肥壺二個は環境衛生上よくないから撤去、又は完全なるようご注意をお願いしたい。道今井、庄の内の道路側溝の清掃をしてもらいたい。

回答 現場を調査の上所有者に注意し善処いたします。次に八尾地区の溝渫いは実施致しますが、今月は防疫班の人割の関係上遅くなりすみません。早急に清掃致します。（衛生課）

要望 住民登録受付に関しては、厳重な調査をしてほしい。又市民税の転出入に関しては住所の欄に町名、番地同居の場合は世帯主名を記入されるよう。

回答 [illegible]

議會の動き

▽十月七日 屎尿処理問題懇談会 九月臨時市会に於て屎尿処理手数料審議未了につき関係者を招き懇談会開催
十月九日 運営委員会、全体協議会
及市会
▽十月十日 臨時市会＝提出された案件並に議決事項は次の通り
一、八尾市有功者推薦の件（原案可決）
一、固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件（原案可決）
一、八尾市商工会館条例制定の件（原案可決）
一、八尾市消防団条例制定の件（原案可決）
一、八尾市教育委員選挙の件（戸田一平議員当選）
▽十月十四日 町村合併促進委員会
▽十月十一日 都城市市議政視察の為来庁

府の民間放送開始

◇…府では、府民とのつながりをより一層深めるため、九月の第一月曜日から新日本、朝日両民間放送でインフォメーション・サービスを行うことになつた。

◇…新日本放送は毎週月曜日午前七時三十五分から四十五分までの〝奮闘の時間〟にかわいいメロディにのせてやさしく興味ある府政の話題を[illegible]

◇…また、朝日放送は毎週火曜日午後七時十五分から二十分までの〝なにわ夜話〟で[illegible]府政への認識を深めていこうというもの。

◇…なお、NHK放送も従来通り同協会の好意と協力とにより毎週月曜日午後二時十五分からのラジオその他新聞や掲示板その他を通じて府政の紹介を行つていく。

訂正

時報第67号十月十日二面で「相談して下さい。身体の悪い方」の記事中、左記の点を訂正致します。
一、「1、身体障害者」の「4、鉄道運賃割引証の交付」の（盲人に限る）の五字を削除。
一、第二表中「視覚障害」の内④を③、4と訂正。

定期監査報告

第六号

地方自治法第百九十九条第三項により昭和二十七年四月より八月中に於ける定期監査を出張所、質舗、商工課、水道課及び農務課について執行した。之が結果は左記の通りである。よって地方自治法第百九十九条第七項に基きこれを公表する。

昭和二十七年九月二十日

八尾市監査委員　松村富蔵

同　平岡末吉

出張所

本市の人口は市発足当時に於ては六二、四〇八人であったのが、昨年十二月末日現在では七一、七四六人となり僅か四ケ年足らずの間に九、三三八人の増加を算している。出張所も当時は龍華、大正、久宝寺、西郡と旧町村のみであったが人口の増加に伴い市民の利便を考慮して昨年四月龍華西及び山本地区に出張所の増設を見た、又これら出張所に於ける、事務取扱は六ケ所とも同一歩調であるが特に大正、西郡両出張所では戸籍事務を、久宝寺出張所では登記所が隣接せる関係上収入印紙売捌事務を併せて取扱っている。一般各出張所が取扱う事務は従来転入転出及び配給に関連せる事務が主たるものであったが、昭和二十五年地方税法の改正以来徴税事務が従来に比し輻輳を来し加うるにこれが徴税成績も低下しつゝあったので、昭和二十六年一月三十一日山本及び龍華西出張所の設置条例の改正と同時に出張所処務規程を改め徴税係を置き同年四月より係員を増員して出張所の事務は拡大強化されたのである。今回の定期監査の結果先年の監査より見て各出張所の事務処理状況は格段の向上を示していたことは誠に良好であった。徴税関係に於ては納税促進のため各出張所とも夫々の実情に応じて努力されて居りその結果相当な徴収成績が挙げられていたが、今少し積極的に且つ計画的に督促、催告等一連の督税事務を改善することによって尚一層の効果を期待し得る可能性がある様に考えられるものが数所に於て見受けられた。もとより各地区の環境により当を得た独自の方策をとることとは結構なことであり一律に評することは出来ないが少くとも内部事務に於て関係事項を明確にするに必要な簿冊類は統一整備すべきである。

尚留意を促すべき個所が見受けられたから今後一層之が整備に努力されたい。

出張所が市民のサービス機関とするなれば現在本庁のみで取扱っている事務の内、可能な限り市民の便宜を計り更に強化活用されるべき道が残されている如く思惟される。

以下各出張所の事務処理について説明する。

龍華

一、各書類綴に索引は付されているが改善の要がある。

一、賜暇簿に本人印並に所長印の押印なきものがあった。

一、書類は広く所員に供覧せしめられたい。

一、昭和二十五年度分の税徴収台帳は備付があったが二十六年度は備付けず徴収カードのみで処理されていた。台帳は備付けて整理すべきと思はれる。

久寶寺

一、税徴収については龍華出張所同様台帳の備付はせずカードのみにより整理、徴収していた。

一、登記用収入印紙売捌事務については正確に誤りなく処理されていたが之が売捌資金は最初十万円であったが印紙の需要が多くなったので昨年八月、十五万円に増額され現在、賃貸価格が非常な高額を示しているので資金に不足を来す現状であるから五万円程度資金を増額されたい。

西郡

一、市民簿の手入は香しくなく内容の記載洩れも可成見受けられたので速に整理して完全なものとされたい。

一、備品台帳は整備されていたが記入洩れが散見された。

一、戸籍事務に滞留せるものもなく成績は良好であった。

大正

一、主食配給台帳に於て転落農家の配給開始期日の記入なきものがあった。

一、窓口にて徴収したる税金は金銭出納簿に記入せず直接市徴税課へ送金していたが、これは一応金銭出納簿に記入の上送金すべきである。

一、戸籍事務については良く処理されていたが郵便に依る謄抄本の請求の処理顛末に一考を促したい。

山本

一、文書綴として衛生、民生、庶務関係のものには索引が付されていなかった軽易なものとは言え索引を付すべきである。尚庶務関係のものの中に条例綴に属するものが混入していた。尚、年度のまたがるものには分界紙を挿入して区分されたい。

一、超過勤務命令簿に記載された超過勤務者の氏名は宿直日誌にも記入して置くべきである。

一、その他事務処理は全般的に見て非常に良好であった。

龍華西

一、文書綴に索引が付されてなく本庁各課毎の綴となっているが例規など特に重要なものは別に綴を設けられたい。

一、出張所命令簿に捺印洩れがあった。

各出張所、職員数、市税徴収並に諸証明取扱状況は左の通りである。（略）

公益質舗

市営質舗は従来一ケ所であったが昨年九月二ケ所に増設されたものである。

現在の貸付資金総額二四二万円で監査当時（本年四月）の貸付額は一口、五〇〇円、一世帯三、〇〇〇円、生業資金は一口一、〇〇〇円、一世帯五、〇〇〇円となっている。貸付状況は利用者の上昇と最近の物価高により、右の如き貸付額では利用者に満足を与えられない向が尠くない状況であるから、貸付資金を増額（六月市会に於て四〇〇万円に増額された）すると共に貸付限度を殖すことが必要と認められた。

なお第二質舗の貸付状況を見るに開設後日浅き故でもあるが、宣伝の行き届かない観がある。

所在地の附近、其の他に看板、標柱などを設置し宣伝につとめ、庶民の軽易な金融機関としての機能を発揮せしめるよう計られ度い

以下事務処理について説明する。

第一質舗

一、記帳並に金銭出納は誤りなく執行されていた、又入質物品の保管状況も良好であった。

一、貸付原簿に元利共、完済のものが綴られていたが、完済のものは区分し其の儘の通し番号で別冊とする方が良いと思はれる

一、流質期限は市条例で四ケ月と定められ事情に依っては市長が認めた場合は二ケ月延長することとなっているが認可なくして六ケ月を経過したものが散見された。利用者の心情を思い杓子定規な取扱は避くべきではあるが、条例を無視することは出来ないから出来得る限り更新（再貸付）の手続によることを励行され度い。

一、利息の内払金を受けたる時は仮領収書を発行しこの現金は市に納付せず、一時保管し後に金額払込の際、市に納付していたが、これは内払金と雖も貸付台帳に明記の上直に市に納付することに改められ度い。

一、流質物の処分については昭和二十五年七月に一回行ったのみであったが、之が処分については特に慎重を期せられ度い。

第二質舗

第二質舗については第一質舗と同様の点につき考慮されたい。貸出状況は左の通りである。（略）

商工課

商工課には昭和二十五年四月に一度定期監査を行ったが当時は総ての物資が未だ配給制度であり事務の取扱に於ても現在と相当事情を異にして居り、現在同課には振興、統計、配給の三係が設けられて居るが振興係については、昭和二十六年度に於て商工業者に対する金融は大阪府より特別融資を得て五月に一二件二二〇万円、十月一七件二六五万円を貸付け十一月には本市単独融資として五〇万円の預託により大和銀行八尾支店、八尾信用金庫、及び大阪府中小企業信用保証協会と提携し三〇〇〇万円の資金で三二件二四〇万円の貸付を行ったが融資々金の不足の為め希望者に満足を与えることが出来なかった状態である。近時商工業者の営業不振について種々の原因があるが就中経費の増加、売上の減少、在庫の増加、売掛金の未収、手形割引の不円滑等が主たる原因と思はれるのであって、これ等商工業者の隘路打開策として二十六年度より同課には商工相談所が設置されたが余り利用者無く且つこれが相談に応ずる体制も整って居ない現状であって近く府に於ても商工相談連合会が設けられるとの由であるからこれと緊密なる連繋を保ち市内各商工業者の経営の合理化、技術面の向上販路の開拓等に力を注ぐと共に融資についても更に府の協力を懇請し、市単独に於ても資金を増額し積極的なる融資斡旋策が望まれる窓口事務は人口の増加によって転入、転出、これに伴う諸証明と食糧管理法の改正等によって事務量は輻輳を来しているが従来の数多い統制物資が漸次撤廃され現在では主食のみとなっている。統計に就いては国が指定するものと市独自が作るものとがあって市独自のものとしては、毎月人口調査、消費材市場価格調査、生計費調査、失業実態統計調査、交通動態統計調査があるが本年度に於ては住宅実態調査、職業別人口調査衛生に関する実態調査、中小企業所経営実態調査、貿易業実態調査等が企図されて居る、判り切ったことであるが統計は単に作成するばかりでなく広くこれを公表し総ての額面の参考に資することが必要であって勿論作成する為には経費も又、多大の労力も伴うものであるから充分検討を加え埋れたる統計にならない様実施を望むものである。

以下各係に於ける事務処理について説明する。

振興係

一、課全般的に見て[illegible]は言い難く例えば文書の受渡にいるのも良いが課として庶務を担当すべき者の定めがない為に書類の供覧も良くなく捺印洩れも少くなかった文書規程に則り正規の取扱を望む。

一、出張は課長が命ずべきものなるに相当期間課長の押印がなかった又出張命令簿と係長日誌に不一致の個所が見受けられた。

一、備品台帳の備付はあるが購入物品の記入洩れがあった。特に消耗品の受払簿の備付がなかったことはよろしくない。

一、仮払金の精算については常に注意を促して居るに拘はらず昨年六月九州行の出張旅費の仮払を本月二月に精算された如きは遺憾であった。

一、中小企業互助会の予算執行に於てまずい点があったから慎重を期され度い。

一、補助金を交付した場合は必ず決算書を提出せしめ爾後交付の参考として遺憾なきよう指導されたい。

配給係

一、配給事務については良く処理されていた。

一、諸交付台帳と手数料納付台帳を、照合するに手数料の未徴収が散見された。理由の如何を不問市条例に定められたものは洩れなく徴収されたい。

一、米穀の配給台帳にグラム数の未記入なるは総括数を求むるに困難なるのみならず正確なる数を算出するのに誤り易いから記入されたい。

一、現在係に於ける文書類の整理状況はよいが係長事務引継が完全でなく前係長の書類を未だ未整理の儘一括されていた如きは良好とは言えない。

統計係

一、統計事務については指定統計その他の統計とも滞留のものもなく順調に執行されていた。

電話局施設の公開

八尾電報電話局では、第三回の電気通信旬間を迎えるにあたり八尾市まつりに呼応、来る十月二十三日より二十五日迄三日間電話局の施設を公開するので加入者並びに一般の方の来局をかん迎しております。

（八尾電報電話局）

廳内の動き

九月二十二日（月）

市議会開催（市会）市税滞納整理伺問（徴税課）乳幼児一斉診査（衛生課）被保護者全員一斉調査打合会（福祉）四市組合競馬協議会（総務課）夏休生活研究発表会（教育課）共同募金運動懇談会（日赤奉仕団）英語会話講座、青年学級（公民館）

九月二十四日（水）

建設委員会、文教委員会、経済委員会、厚生委員会（市会）四市組合競馬、ボートレース協議会（総務課）投票管理者及庶務責任者打合会（選管）乳幼児一斉健康診査（衛生課）近畿中部地区青少年問題対策協議会（福祉）農業委員会長会議（農委）学校めぐり（教育課）コーラス練習会（公民館）

九月二十五日（木）

警消委員会、事業委員会、総務委員会（市会）四市組合競馬（総務課）茨木市立市民病院落成式（秘書課）市教育委員立候補締切（選管）西郡農業委員会（農委）身体障害者福祉会役員会（福祉）公益企業法講習会（水道課）乳幼児一斉健康診査（衛生課）婦人団体指導者講習会、公明選挙推進〃人形劇〃第二日、書道講座（公民館）

九月二十六日（金）

中河内地方振興対策樹立協議会（秘書課）衆議院議員立会演説会、臨時選挙管理委員会（選管）乳幼児一斉健康診査（衛生課）共同募金委員会（福祉）農業協同組合長会議（農務課）公明選挙推進〃人形劇〃、コーラス練習会（公民館）

九月二十七日（土）

臨時市会（市会）衆議院議員候補者立会演説会（選管）民生常務委員月番会打合会（福祉）八尾まつり青年団実行委員会、公明選挙推進〃人形劇〃（公民館

九月二十九日（月）

外人登録切替受付開始（総務課）中、小学校長会（教育課）投票庶務係打合会、開票得票計算係打合会（選管）瓦斯設備問題懇談会（広報課）共同募金委員会（福祉）青年学級、公明選挙推進〃人形劇〃（公民館）

九月三十日（火）

四市組合競馬最終日、大阪競艇第四日（総務課）公明選挙推進〃人形劇〃（公民館）

十月一日（水）

衆議院議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査投票日（選管）共同募金運動開始により、市長、議長市議街頭募金実施（福祉）棄権防止宣伝（広報課）コーラス練習会（公民館）

十月二日（木）

衆議院議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査開票（選管）教職員検診（教育課）英会話、書道講座（公民館）市開票結果発表（広報課）

十月三日（金）

市会告示（総務課）府下市長会（秘書課）里親制度協議会（福祉）公営企業労働関係法懇談会（水道課）八尾まつり打合会及コーラス練習会（公民館）

八尾市に於ける米の生産量調査表

年度別	昭和18年			19			20			21			22			23			24			25		
区分	作付面積	反收	收量	作付面積	反收	收量	作付面積	反收	收量	作付面積	反收	收量	作付面積	反收	收量	作付面積	反收	收量	作付面積	反收	收量	作付面積	反收	收量
	反	石	石																					
八尾	2.897	2.681	7.766.85	2.663	2.312	6.156.85	2.612	1.865	4.871.38	2.624	2.711	7.113.66	2.626	2.415	6.341.79	2.787.2	2.696	7.514.2	2.750.9	2.726	7.498.955	2.748.3	2.714	7.507.35
西郡	547	2.534	1.386.09	510	2.637	1.344.87	459	2.059	945.08	474	2.738	1.297.81	482	2.575	1.241.15	511.6	2.775	1.419.6	494.4	2.805	1.386.792	492.8	2.818	1.399.85
龍華	1.461	2.724	3.979.76	1.413	2.012	2.842.95	1.260	2.144	2.701.44	1.267	2.581	3.270.12	1.261	2.400	3.026.40	1.338.4	2.607	3.489.2	1.315.8	2.637	3.469.764	1.317.4	2.549	3.388.07
久宝寺	868	2.783	2.415.64	676	2.628	1.776.52	682	2.192	1.494.94	631	2.804	1.909.52	690	2.457	1.695.33	732·4	2.875	2.105.6	719.3	2.875	2.067.700	722.9	2.698	1.964.48
大正	1.174	2.744	3.221.45	1.012	2.009	2.033.10	1.069	2.271	2.427.69	1.075	2.704	2.906.80	1.074	2.398	2.575.45	1.139.9	2.703	3.081.1	1.128.7	2.733	3.084.737	1.137.6	2.896	3.309.25
計	6.947	平均 2.702	18.769.77	6.274	2.258	14.154.29	6.082	2.046	12.440.53	6.121	2.695	16.497.91	6.393	2.547	14.880.12	6.483	2.420	17.609.7	6.409	2.770	17.507.948	6.419.0	2.735	17.569.00